

## 羽咋市有料広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、羽咋市有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 要綱第3条第6号に規定する広告として適当でないと認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 出資者及び出資金の募集広告
- (3) 霊感商法など不良商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 消費者金融の広告
- (6) 特殊な結社団体の広告
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で「風俗営業」と規定される業種の広告
- (8) 公営競技に関する広告
- (9) 興信所等の広告
- (10) 法規に触れる危険物の販売広告
- (11) 法律に定めのない医業類似行為を行う者の広告
- (12) 法律で禁止されている商品や無許可商品、粗悪品等の不適切な商品、サービスを提供する広告
- (13) 他を誹謗、中傷又は排斥する広告
- (14) 人権を害するおそれがある広告
- (15) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (16) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (17) 社会的に不適切な広告
- (18) 国内世論が大きく分かれている広告
- (19) その他市長が掲載を不適當と認める広告

(表示内容の訂正・削除)

第3条 表示内容等について、掲載の都度、要綱及び基準により検討を行い、不適切と判断した場合は、内容の訂正・削除等を広告主に指示することとし、広告主は正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、平成21年3月1日から施行する。